

## 入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

工事名	動物検疫所羽田空港支所増築棟（H29）新営その他工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	大田区羽田空港3丁目6-10	
工事概要	<p>敷地面積 約1,999m<sup>2</sup></p> <p>【検疫場-2】          構造：鉄骨造 平屋建          建築面積： 約100m<sup>2</sup>          延べ面積： 約100m<sup>2</sup>          用途：検疫場</p> <p>【検疫場-1】          構造：鉄骨造 平屋建          建築面積： 約500m<sup>2</sup>          延べ面積： 約500m<sup>2</sup>          用途：検疫場</p> <p>工事内容：1. 建物 1) 検疫場-2 増築1棟          2) 検疫場-1 改修一式          2. 工作物 1) 囲障 フェンス 改修一式          3. 外構 1) 舗装 改修一式          2) 屋外排水設備 改修一式          4. 造園 1) 樹木 新植一式          5. 設備 1) 電気設備 新設一式、改設一式          2) 機械設備 新設一式、改設一式</p>	
担当事務所	甲武営繕事務所	
公告日/期限日/開札日	H29.6.20 / H29.6.30 / H29.7.20	
工期末	H30.3.30	
入札契約方式/落札方式	一般競争入札(標準型) / 総合評価落札方式(施工能力評価型II型)	
格要件の概	等級(ランク)	建築工事 C又はB
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

	<p style="text-align: center;"><b>企業の施工実績等</b></p>	<p>平成 14 年 4 月 1 日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装を含む新築又は増築）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。ただし、軽微なもの（請負代金額が 5 0 0 万円未満の工事）は除く。</p> <p>（ア）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建物用途 「車庫又は倉庫」 以外</li> <li>2. 構 造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造</li> </ol> <p>申請できる同種工事の施工実績は 1 件のみとする。</p> <p>なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記 4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。ただし、請負代金額が 500 万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>配置予定技術者の資格、工事経験等</b></p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は開札日から 30 日間を予定する。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 主任技術者は、1 級建築施工管理技士又は 2 級建築施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。</li> </ol> <p>監理技術者にあつては、1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2) 1 人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装を含む新築又は増築）工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。ただし、軽微なもの（請負代金額が 5 0 0 万円未満の工事）は除く。</li> </ol> <p>（ア）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建物用途 「車庫又は倉庫」 以外</li> <li>2. 構 造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造</li> </ol> <p>申請できる同種工事の工事経験は 1 件のみとする。</p> <p>なお、当該工事経験が平成 8 年 4 月 1 日以降に完成・引渡し完了した地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記 4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。ただし、請負代金額が 500 万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社の配置予定の主任（監理）</p>

		<p>技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。</p> <p>3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。</p> <p>4) 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。詳細は入札説明書による。</p>
--	--	--

## 「動物検疫所羽田空港支所増築棟（H29）新営その他工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

### 1. 工事の概要

本工事は、動物検疫所羽田空港支所検疫場の増築、既存庁舎の改修及び付帯設備の改修等を行うものです。

#### (1) 主な工事内容

- ・ 検疫場（S-1、129㎡）の増築
- ・ 検疫場（S-1、562㎡）の改修
- ・ 工作物、外構、造園の改修等
- ・ 上記に伴う電気設備工事、機械設備工事

#### (2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- ・ 作業は原則として平日（閉庁日の土曜日、日曜日及び祝祭日等以外）で、場内への入退場は午前8時半から午後5時までの間で予定しています。
- ・ その他の仮設、養生、作業範囲については、それぞれの仮設図面を参照してください。

### 2. 想定外の事由により生じた施工条件の変更、施工上の制約等

#### (1) 想定外の事由により生じた施工条件の変更

工事実施にあたり、発注当初に想定し得ない事由により施工条件（地盤条件等）が変わり、当初設定した仮設備等計画図において施工できない場合、また、湧水等により、山留め・水替え・地盤改良、コンクリートの品質等の見直しが必要となる場合は、契約締結後、監督職員と協議の上、施工条件及び工期の変更等の措置を講ずる場合があります。

ボーリングデータによると地下水位はGL-2.45mで、基礎底面よりも低いため、当初設計では湧水の発生はないものとして施工条件を設定しています。

#### (2) 施工上の制約

当該敷地は空港敷地内に位置していますが、空港管理規則の制限区域外となります。なお、航空法による制限高さ（水平表面）は51m（標高）となっています。

#### (3) 実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

#### (4) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

#### (5) 入札時積算数量書活用方式の適用

本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量書活用方式」を適用します。

#### (6) 工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。業務効率化のため、工事関係図書等の作成については、工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」に関して、省略可能な書類に係る協議を行うものとします。工事関係書類一覧表、書類様式、記載例は次の URL よりダウンロードすることができます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen\\_gijyutu00000018.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html)

#### (7) 主任技術者又は監理技術者の扱いについて

現場施工に着手するまでの期間（開札日から 30 日間を予定）は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。

なお、本工事の契約期間内において主任技術者又は監理技術者の配置は要しますので、本工事の契約期間内に別工事において「専任」で配置されている者は、主任技術者又は監理技術者として配置できません。

また、上記について、変更が生じた場合には、監督職員と協議を行って下さい。

#### (8) 難工事指定について

本工事は、既存建物を使用しながら増築工事を行うため、使用者の安全性を確保し、かつ、効率的な施工を行う必要があります。

そのため、本工事を「難工事指定」し、一定の工事評定点を取得した場合は、今後の入札手続における総合評価の加点対象といたします。